

緊急発信！

# 社会福祉法人・福祉施設の 「地域における公益的な取組」 の発信率100%へ

社会福祉法人制度改革による  
「地域における公益的な取組」の責務化の背景

社会福祉法人は  
地域ニーズへ  
十分に対応できているか？

社会福祉法人は  
他の経営主体と比較して  
高い公益性を発揮できているか？

「地域における公益的な取組」の責務化  
(社会福祉法第24条第2項)

社会福祉法人・福祉施設の実践が注目されている！  
＜規制改革推進会議、税制調査会など＞

- 制度の狭間にあるニーズに対応しているか
- 生活困窮者への支援を積極的に行っているか
- 非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献を行っているか など

すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を  
積極的に展開していることを発信することが重要

「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載を  
発信率100%へ

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会





# 平成30年度現況報告書への記載・提出

- 平成30年6月末までに、すべての社会福祉法人において「現況報告書」等の提出が必要です。提出は、WAMNET「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を使用し、各所轄庁に提出することとされています。
- 「平成30年度現況報告書」の「11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業含む)」に各社会福祉法人・福祉施設での取組を意識的に記載することが重要です。
- 記載する内容は、「①取組類型コード分類」、「②取組の名称」、「③取組の実施場所(区域)」、「④取組内容」です。

## <平成30年度現況報告書>

別紙 1

現況報告書様式 (平成30年4月1日現在)

トップページに戻る 次のセクション 前のセクション ヘルプ チェック 郵便番号で住所入力 入力候補 折り畳み

11-2. うち地域における公益的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組	生活困窮者支援	東京都千代田区籠が関
① (地域の要支援者に対する)	定就労訓練事業所として、就労支援に取り組んだ。	
地域における公益的な取組	地域に向けた事業展開	東京都千代田区籠が関
② (地域の要支援者に対する)	勤労場所の提供等を通して、地域課題の把握	
地域における公益的な取組	福祉教育活動	公益事業サービス区分(文字)
③ (地域住民に対する)	障がい者を対象とした交流会を開催した。	
地域における公益的な取組	地域の他機関とのネットワーク活動	公益事業サービス区分(文字)一覧
④ (地域の関係者とのネット)	救急、医療機関など他機関との連携・協働を	
地域における公益的な取組	既存事業の利用料の減額・免除	公益事業サービス区分(文字)一覧
⑤ (既存事業の利用料の)	確保後事業における社会福祉法人による	

公益事業サービス区分(文字)

公益事業サービス区分(文字)一覧

公益事業団体が使用する会館等経営事業  
その他所轄庁が認めた事業

- 地域における公益的な取組① (地域の要支援者に対する相談支援)
- 地域における公益的な取組② (地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)
- 地域における公益的な取組③ (地域の要支援者に対する権利擁護支援)
- 地域における公益的な取組④ (地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)
- 地域における公益的な取組⑤ (既存事業の利用料の減額・免除)
- 地域における公益的な取組⑥ (地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)
- 地域における公益的な取組⑦ (地域住民に対する福祉教育)
- 地域における公益的な取組⑧ (地域の関係者とのネットワークづくり)
- 地域における公益的な取組⑨ (その他)

キャンセル 選択 削除

「①取組類型コード分類」は、入力候補の一覧から選択します。

## <取組類型コード分類>

- 「地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)」
- 「地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)」
- 「地域における公益的な取組③(地域の要支援者に対する権利擁護支援)」
- 「地域における公益的な取組④(地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供)」
- 「地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)」
- 「地域における公益的な取組⑥(地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動)」
- 「地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)」
- 「地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)」
- 「地域における公益的な取組⑨(その他)」



# 現況報告書への記載例

## ①地域の要支援者に対する相談支援

- 地域の子育て家庭の相談支援  
園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談
- 施設退所者に対する継続的な支援  
児童養護施設退所者への相談支援

## ②地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援

- 配食サービス  
高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施
- 買い物支援サービス  
移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施

## ③地域の要支援者に対する権利擁護支援

- 成年後見制度活用推進窓口の設置  
成年後見制度活用推進窓口を設置し、地域住民の相談支援を実施

## ④地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

- 子育てひろばの設置  
子育てひろばを設け、子育て家庭の居場所づくりの取組を実施

## ⑤既存事業の利用料の減額・免除

- 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度  
低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免

## ⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動

- 認知症カフェ  
認知症の方やその家族、地域住民等が集い介護の悩み等を語り合う場を提供

## ⑦地域住民に対する福祉教育

- 障害の理解促進に向けた取組  
地域の障害者と地域住民の交流の機会を設けて、障害の理解促進に向けた取組を実施

## ⑧地域の関係者とのネットワークづくり

- 災害時に備えた地域のコミュニティづくり  
地域の関係者とのネットワーク構築を図りながら、災害時に備えた地域のコミュニティづくりの取組を実施

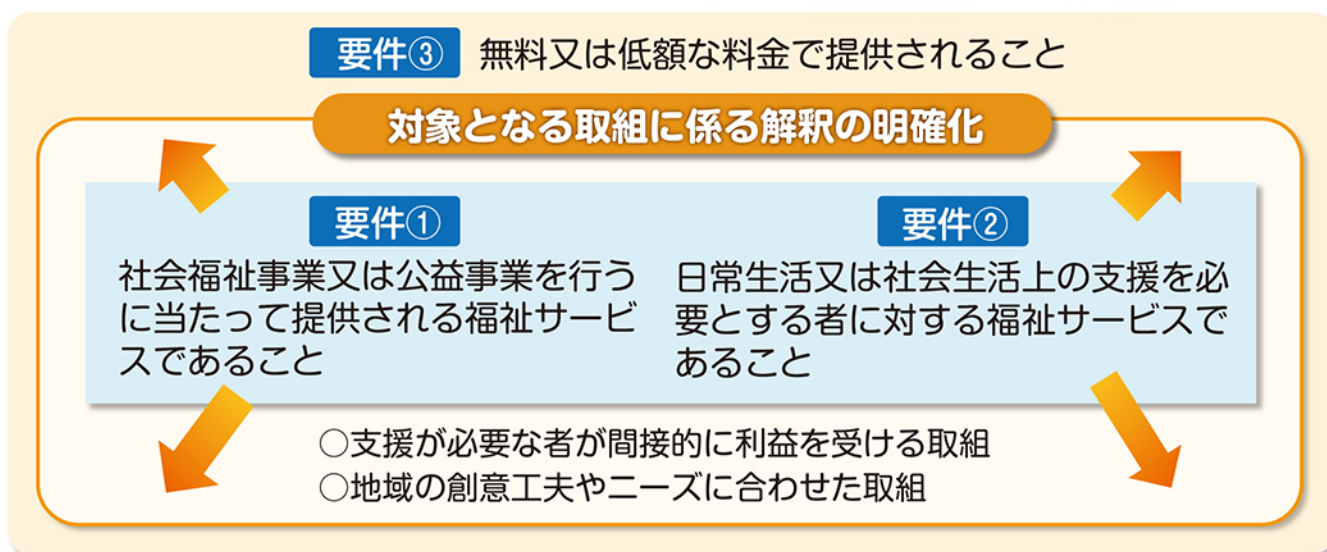




# 「地域における公益的な取組」の 解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正<sup>(※)</sup>により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることとなりました。

(※) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)



- この明確化により、例えば、
  - ・ 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
  - ・ 住民ボランティアの育成
  - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
  - ・ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928